

## 特記仕様書

### ．省エネルギー住宅工事(次世代型)の仕様

#### ．1 一般事項

- 1．省エネルギー住宅工事(次世代型)の技術基準に適合する住宅の仕様はこの項による。
- 2．本項において、印の付された項目事項は、省エネルギー住宅工事(次世代型)の技術基準に係る仕様であり、添削は出来ない。
- 3．本特記仕様書に掲げる以外の仕様は、住宅金融公庫監修の木造住宅工事共通仕様書における「省エネルギー住宅工事(次世代型)の仕様」(以下「公庫仕様書」という。)によるものとする。

#### ．2 施工部位

断熱材の施工部位は公庫仕様書による。

#### ．3 断熱性能

施工する断熱材の種類、厚さは地域区分に応じ、以下の表による。なお、各断面の層構成は選択した型式リストに対応したものによる。

地域 に建設する断熱材の種類と必要厚さは次による

部位		型式番号と断熱材の種類・厚さ(mm)	
		A1	
		種類	厚さ
屋根		硬質ウレタンフォーム	50
壁		硬質ウレタンフォーム	50
床	外気に接する床	硬質ウレタンフォーム	50
	その他の床		
土間床等の外周部	外気に接する部分		
	その他の部分	硬質ウレタンフォーム	30

地域 に建設する断熱材の種類と必要厚さは次による

部位		型式番号と断熱材の種類・厚さ(mm)		
		A2		A3
		種類	厚さ	厚さ
屋根		硬質ウレタンフォーム	50	100
壁		硬質ウレタンフォーム	50	50
床	外気に接する床	硬質ウレタンフォーム	50	50
	その他の床			
土間床等の外周部	外気に接する部分			
	その他の部分	硬質ウレタンフォーム	30	30

地域 に建設する断熱材の種類と必要厚さは次による

部位		型式番号と断熱材の種類・厚さ(mm)	
		A4	
		種類	厚さ
屋根		硬質ウレタンフォーム	50
壁		硬質ウレタンフォーム	50
床	外気に接する床	硬質ウレタンフォーム	50
	その他の床		
土間床等の外周部	外気に接する部分		
	その他の部分	硬質ウレタンフォーム	30

． 4 断熱材の施工

断熱材の施工は公庫仕様書による。

． 6 気密工事

(発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合)

． 6.1 一般事項

気密工事はこの項による

． 6.2 材料・工法一般

1. 気密工事に使用する材料は

・ 気密テープ (ブチル系気密防湿テープ)

・ 硬質ウレタンフォーム断熱材

を用いる。

． 6.3 壁、床、天井(又は屋根)の施工

気密性の連続性を確保するために、気密材の継ぎ目の生じる部分に気密補助材として、気密テープ (ブチル系)及び現場発泡断熱材を使用する。床については床合板の継ぎ目に気密補助材(気密テープ)で処理する。

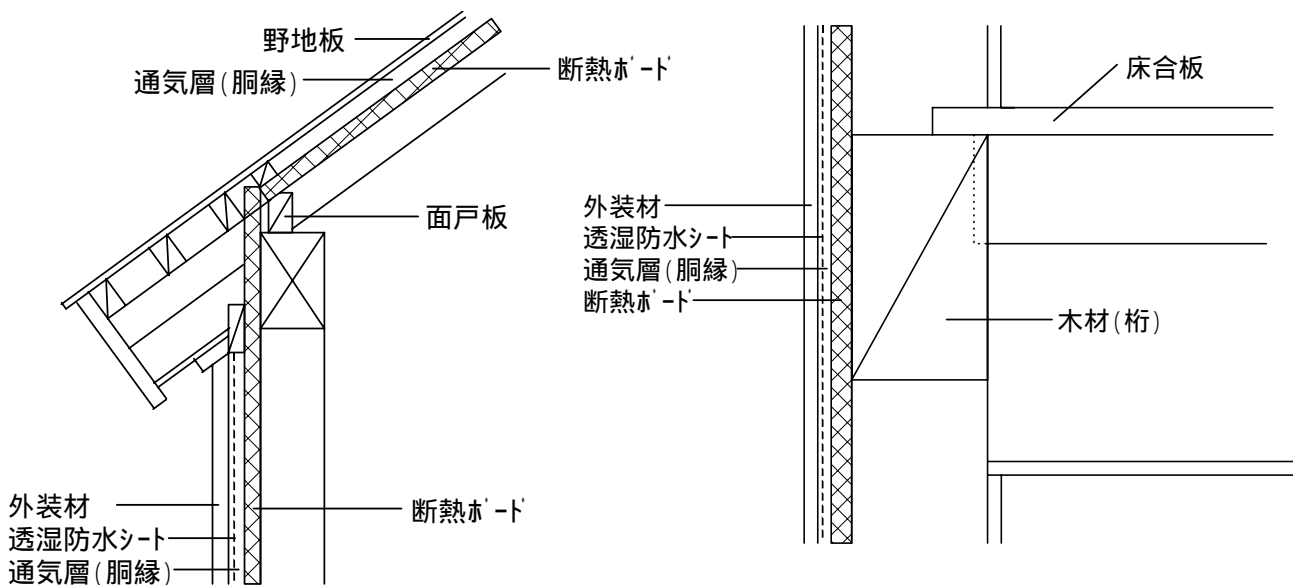
他は公庫仕様書 ． 5.3～と同じ。

． 6.4 その他

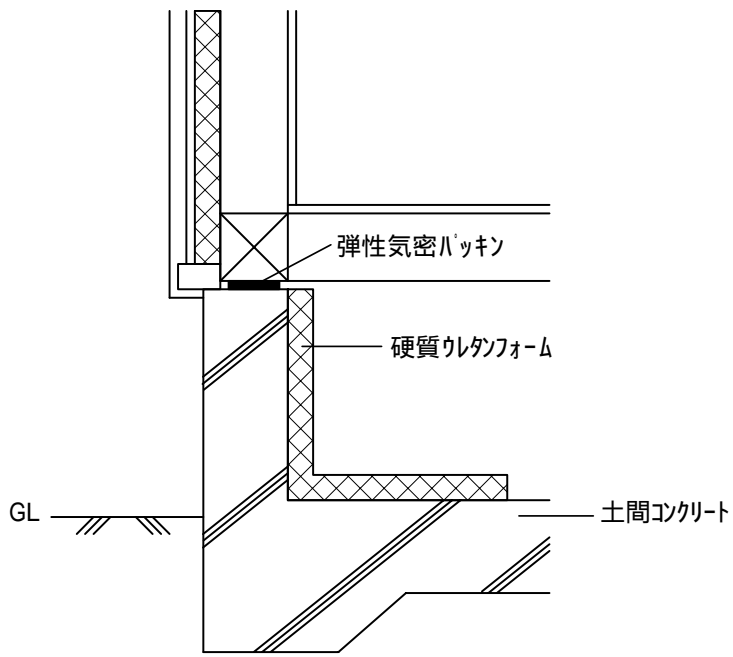
その他の気密工事に関する仕様は公庫仕様書による。

(A) 屋根直下の天井と外壁の取合い部

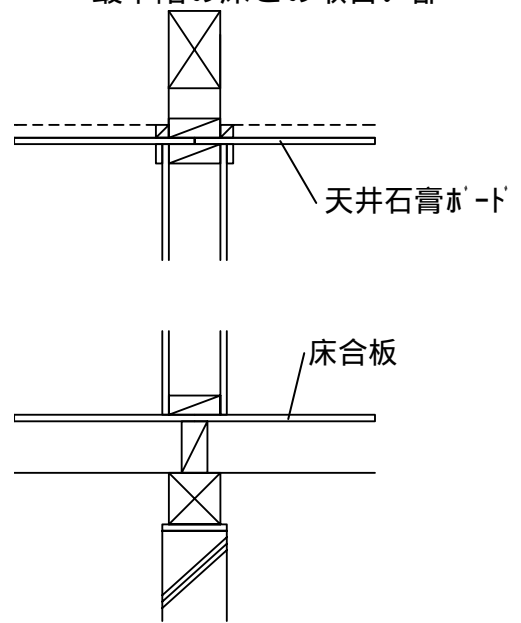
(B) 中間階の床と外壁の取合い部



(C) 最下階の床と外壁の取合い部



(D) 間仕切り壁と屋根直下の天井、  
最下階の床との取合い部



3. 地域 における開口部は次による。

イ. 窓、引戸又は框ドアは次のいずれかとする。

(イ) 低放射複層ガラス(空気層 12 mm以上)入り建具であって、木製、又はプラスチックと金属の複合材料製のもの。

(ロ) 低放射複層ガラス(空気層 6mm 以上)入り建具であって、金属製遮断構造であるもの

ロ. ドアは次のいずれかとする。

(イ) 木製建具で扉が断熱積層構造であるもの。なお、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分を低放射複層ガラス(空気層 12mm 以上)又はガラス中央部の熱貫流率が 2.33 以下のもののいずれかとする。

(ロ) 金属製熱遮断構造枠と断熱フラッシュ構造扉で構成される建具であるもの。なお、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分を複層ガラス(空気層 12mm 以上)又はガラス中央部の熱貫流率が 2.91 以下のもののいずれかとする。

(ハ) 扉が金属製熱遮断構造パネルの建具であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス部分を複層ガラス(空気層 6mm 以上)又はガラス中央部の熱貫流率が 4.65 以下のもののいずれかとする。

#### 7.2 開口部の気密性

開口部に用いる建具(7.1の4に該当する建具は除く。)は地域の区分に応じ、次の気密性の等級に該当するものとする。

地域 ~ における開口部は JISA4706 (サッシ) に定める気密性等級「A-3」又は「A-4」を満たすもの

#### 8 換気設備工事

1. 台所及び浴室には、機械式の排気設備を設ける。

2. 機械換気を採用する場合には、次のいずれかの機械換気により各居室の換気を行う。

イ. 排気セントラル換気方式(ファンを用いて住宅内を外気に対して負圧に保ち、新鮮空気をすきま又は自然給気口から配給する換気方式をいう。)

ロ. 給排気セントラル換気方式(ファンを用いて給排気を行う換気方式をいう。)

## ヘルシーハウス株式会社

担当 (本仕様書に関する問い合わせ先)

織井 常昭

TEL : 0265-82-2626

FAX : 0265-83-1895